

第 6 3 7 回 富 良 野 市 農 業 委 員 会 議 事 録

1、開催日時 令和5年3月24日（金） 14:00～15:12

2、開催場所 富良野文化会館 会議室 A

3、出席委員

1. 佐々木 雅 志	2. 中 元 修	3. 萩 原 秀 行	4. 猫 山 幸 稔	5. 坂 口 邦 夫
6. 渡 辺 昌 彦	7. 前 田 秀 保	8. 佐 藤 輝 夫	9. 岡 田 憲 雄	10. 福 永 伸 二
11. 藤 野 和 紀	12. 及 川 栄 樹	13. 宮 川 隆	14. 清 水 直 樹	15. 小 川 賀 津 博
16. 杉 村 鉄 也	17. 井 上 透	18. 今 村 丈 哲	19. 仁 原 憲 和	20. 山 形 真 一
21. 増 田 郁 哉	22. 天 間 敏 行	23. 小 林 賢 次		

4、出席事務局員

事務局長	事務局係長	事務局員
長 尾 敏 寿	安 彦 賢	上 崎 宏 一 朗

5、議事参与者

経済部長	農林課長
川 上 勝 義	松 木 雅 治

(局長) ご起立願います。 礼。

農業委員憲章 朗読

(局長) ご着席下さい。

只今より、第637回、令和5年第3回富良野市農業委員会総会を開催致します。

本日の欠席委員は、11番 藤野 和紀 委員 の1名です。

したがいまして、在任委員の過半数以上の委員が出席していますので、富良野市農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立致します。

本日の議事日程について、説明を致します。

本日の日程は、議案書のとおり10日程であります。本日の議案事項は、市長よりの諮問議案1件、審議事項2件、報告事項3件、協議事項1件であります。

本日の配布議案及び資料について説明を致します。富良野市農業委員会総会議案1部、富良野市農業委員会の所管に係る富良野市個人情報保護条例施行規則1部、農業委員会におけるタブレット及び全国データベースの活用の推進について1部、化学肥料低減に向けた取り組みを支援します1部 以上であります。

議事日程

議事日程

(長尾局長) それでは、議事日程に従い進めて参ります。

日程1 会長より開会のご挨拶をいただきます。

日程1 会長あいさつ

会長あいさつ

(会長) 開催に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。委員各位におかれましては、午前中から研修で、午後から引き続き総会という事で大変ご苦勞様でございます。

さて、今年はかつてない程雪解けが進んで、私が住んでいる地域では、融雪剤を使わなくても農地が顔

を出している状況になっております。色々話を聞きますと、気温が高いという事で、ハウス等の温度管理の作業については、結構皆さん忙しいようです。午前中も思ったのですけれども、委員の皆さんの顔も、若干色が黒くなってきているのかなと、そう思っておりました。

さて、ここ数日の話題では、テレビを見ていますとWBCで日本が世界一になったという事の話がもちきりでございます。私あまり野球については好んで見る方ではないのですけれども、今の日本の野球選手の技量は凄いなと改めて見ておりましたし、やはり力だけあってもなかなか頂点に立つという事は難しいのかなと、やはり運も持たなかったら今回のような事にはならないのかなと思いついておりました。今年秋には、ラグビーのワールドカップも開催をされるという事で、昨年からサッカー、ベースボール、ラグビーという事で、また日本にとっては新たな感激が味わえる事を楽しみにしておきたいと思っております。

さて、市議会の関係でございますけれども、3月2日と3月9日農業委員会に関係することがありました。3月2日については、補正予算が可決をしたという事、3月9日は、渋谷議員からご質問がございまして、農家戸数が減っているという事で、今後の農地の流動化についてはどうなっているのかというご質問がございました。私、札幌の会議と重なってしまい、朝一番の質問だったら私が答える予定でしたが、渋谷議員の質疑が当日の最終番という事で、代理にお願いをして答弁させていただきました。農業委員会としては、地域差はあるにしろ、概ね酪農家の自給飼料増産の傾向が高いという事が現状ありますので、農地の流動化が滞るような事はないという内容の答弁をさせていただきました。もう1点については、農地の下限面積が廃止される事についての質問がございましたけれども、メリット、デメリットどちらもあるとい事で答弁をさせていただいて、概ね理解をいただいたというお話をお聞きしました。3月17日は、最終的には農業委員会の次年度の一般予算が可決をされました。通常通り可決をいただきましたけれども、令和5年度農政部会が道外研修に行きますけれども、基本的には今まで通りの3泊4日から2泊3日へ変更するような事を余儀なくされるような形となったことをご報告させていただきます。また、3月15日、道の農業会議の総会がございまして、令和4年度の補正予算と令和5年度の事業計画案が無事承認をされた事を報告させていただきたいと思っております。

今日は、総会后、農政特別委員会がありまして、先月からやっていますけれども、女性農業委員の登用についての議論をまたするという事で、総会におかれましても今回は案件が非常に多いわけですから

も、皆様方のスムーズな進行のご協力を得て、無事速やかに終了させていただき、開催の挨拶とさせていただきます。

本日は宜しくお願い致します。

日程2 市長あいさつ

市長あいさつ

(局長) 日程2 市長あいさつ。

市長、他公務により欠席のため川上経済部長よりご挨拶をいただきます。

(経済部長) お世話になっております。経済部の川上です。一言ご挨拶をさせていただきます。今日は、午前中の勉強会に引き続き、午後は農業委員会総会という事で大変お疲れ様です。先程、及川会長からお話がありましたけれども、議会が3月17日に無事終了しております。一般質問の中では、2人の議員より経済部関係のご質問をいただきましたけれども、渋谷議員からは、持続可能な農業を目指すための課題と取組についてということで、約1時間質問を浴びたような状況でございますけれども、自分としても、非常に勉強不足だったなという所がありまして、これからもう少し勉強させていただきたいなと思っています。また、杉村代理におかれましては、農業委員会への質問という事で、あの緊張感のある中、非常に堂々と答弁をされておりまして、よかったなと横で見えておりました。また、補正予算では、肥料コスト低減支援事業補助金4,745万円の可決をいただきました。今後、国が目指すみどりの食料システム戦略、これからの農業は環境に配慮したものを目指すようになっておりまして、今回の補正予算もその流れに沿ったものと考えております。今後、受付等が始まっていくと思いますけれども、ご活用いただければと思っております。その後、議会終了後、人事の作業に取り掛かりました。先程内示も出ましたけれども、経済部関連につきましてはほとんど異動がなく、小さい異動という事でありましたけれども、農業委員会は、長尾局長以下3名残留していますので、引き続き宜しくお願い致します。非常に今年は、雪解けが早いという状況でありますけれども、今後農作業も一層忙しくなると思いますけれども、事故等気を付けていただいで、取り組んでいただければと思います。以上、簡単ですけれどもご挨拶とさせていただきます。

(局長) 富良野市農業委員会会議規則第4条の規定により会長に議事を進めていただきます。

(議長) それでは、議事日程に従いまして進めて参りたいと思います。

なお、議事進行にあたり、ご意見・ご質問をお伺いしますが、質問等がある場合は挙手のうえ、指名後に起立し発言をお願い致します。また、ご質問・ご意見がない場合はなしとのご発言をお願いします。

日程3 議事録署名委員指名

議事録署名委員指名

(議長) 日程3 議事録署名委員指名について 富良野市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員を指名致します。

2番 中元 修 委員 14番 清水 直樹 委員 を指名致しますので
よろしくをお願いします。

日程4 報告第1号

諸般報告について

(議長) 続きまして、日程4 報告第1号 諸般報告 につきまして事務局より報告願います。

(局長) 【朗読説明】

(議長) 只今、前回総会以後の委員会の活動の報告がありましたが、何かご質問はございますか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、報告第1号については、終了させていただきます。

日程5 議案第1号

農地法第18条の規定による解約について

(議長) 続きまして、日程5 議案第1号 農地法第18条の規定による解約について 事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第1号 農地法第18条の規定による解約について 農地法第18条の規定による農地等の賃貸借の合意解約の申請のあった ○○ ○○ 外1件 について同法第18条第1項の規定により許可してよろしいか、別紙のとおり審議を求めます。

○○ ○○ 外1件 について【議案 朗読説明】

日程6 報告第2号

(議長) 只今、事務局より2件の説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、2件の合意解約について、許可すべく決定としてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、2件について許可すべく決定と致します。

可決される

(議長) 以上で議案第1号については、終了致します。

農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録について

(議長) 続きまして、日程6 報告第2号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録について 事務局の説明を求めます。

(事務局) 報告第2号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録について 農用地等の権利移動のあっせんに当たり、あっせん譲受等候補者名簿に登録申出のあった ○○ ○○ について、次のとおり名簿に登録したので報告致します。

○○ ○○ について【議案 朗読説明】

(議長) 只今事務局より1件の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、報告第2号については、終了してよろしいですか。

(全員) はい。

可決される

(議長) 以上で報告第2号については終了致します。

日程7 報告第3号

農地移動適正化あっせん事業について

(議長) 続きまして、日程7 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業について 事務局より報告願います。

(事務局) 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業について 農地移動適正化あっせん事業による農用地等の売渡、貸付、交換の申出のあった ○○ ○○ 外16件 について次のとおりあっせん委員を指名したので報告致します。

○○ ○○ 外16件 について【議案 朗読説明】

(議長) 只今、17件につきまして報告がありましたが、皆様の方からご質問・意見等ございましたら、お受けしたいと思います。ございませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、報告第3号については、終了致します。

可決される

(議長) 以上で報告第3号については終了致します。

日程8 諮問第1号

農用地利用集積計画の決定について

(議長) 続きまして、日程8 諮問第1号 農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明願います。

(事務局) 諮問第1号 農用地利用集積計画の決定について 富良野市農業経営基盤強化促進事業に関する基本構想第4の規定により利用権の設定等の申出がなされたので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めるにあたり、市長より諮問がきておりますのでご審議願います。

【議案 朗読説明】

以上26件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。宜しくご審議の程、お願いします。

(議長) 只今、事務局より26件の説明がありましたが、番号1番と番号2番につきましては、委員に関わる案件ですので、先に審議を致します。

議事の進行を会長職務代理にお願い致します。

(会長職務代理) それでは審議を行います。

農業委員会会議規則第11条の規定に基づき ○○ ○○ 委員 の退席を求めます。

【 ○○ ○○委員 退席 】

(会長職務代理) 何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。

(全員) ありません。

(会長職務代理) ありませんとの事ですので、番号1番と番号2番の2件について、認めるべく決定としてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、番号1番と番号2番の2件について、認めるべく決定と致します。

可決される

(議長) 審議が終了致しましたので、○○ ○○委員の退席を解き、審議への参与を認めます。

【 ○○ ○○委員 着席 】

(会長職務代理) 審議が終了致しましたので、議事の進行を会長に戻します。

(議長) 引き続き審議を行います。

番号3番につきましては、委員に関わる案件ですので、先に審議を致します。

農業委員会会議規則第11条の規定に基づき ○○ ○○ 委員 の退席を求めます。

【 ○○ ○○委員 退席 】

(議長) 何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、番号3番の1件について、認めるべく決定としてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、番号3番の1件について、認めるべく決定と致します。

可決される

(議長) 審議が終了致しましたので、○○ ○○ 委員 の退席を解き、審議への参与を認めます。

【 ○○ ○○委員 着席 】

(議長) 番号4番につきましても、委員に関わる案件ですので、先に審議を致します。

農業委員会会議規則第11条の規定に基づき ○○ ○○ 委員 の退席を求めます。

【 〇〇 〇〇委員 退席 】

(議長) 何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。

(〇〇委員) はい。

(議長) はい、〇〇委員どうぞ。

(〇〇委員) 買主の経営面積の合計が変だと思うのですが。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) 今ご指摘いただきましたとおり買主の合計面積の方が畑の面積がそのままになっておりますので、足した方の面積については、田と畑の面積の合計になりますので、修正をお願い致します。申し訳ございませんでした。

(議長) よろしいですか。

(〇〇委員) はい。

(議長) 他ございませんか。

ないようですので、番号4番の1件について、認めるべく決定としてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、番号4番の1件について、認めるべく決定と致します。

可決される

(議長) 審議が終了致しましたので、〇〇 〇〇 委員 の退席を解き、審議への参与を認めます。

【 〇〇 〇〇委員 着席 】

(議長) それでは、番号5番から26番の22件について審議を行います。

何かご質問・ご意見等ありましたら、お受けいたします。ありませんか。

(〇〇委員) はい。

(議長) はい、〇〇委員どうぞ。

(〇〇委員) 21番の対価のところ、通常、価格が書いてあるのですけれども、賃貸となっていますがこのままでよろしいのでしょうか。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) こちらのご指摘をいただいた部分は、借賃年額と書いてありますけれども、正しくは価格とお伝えするべきところを間違っておりました。修正をお願い致します。

(議長) 〇〇委員よろしいでしょうか。

(〇〇委員) はい、ありがとうございました。

(議長) 他ございませんか。

(〇〇委員) よろしいですか。

(議長) はい、〇〇委員どうぞ。

(〇〇委員) 5番の案件ですけれども、同じような場所で値段の差がありますが、わかれば説明していただきたいです。

(議長) 5番の案件ですね。担当委員の〇〇委員お願いします。

(局長) 資料見ますか。

(〇〇委員) はい。

(議長) それでは、暫時休憩致します。

【 暫時休憩 】

(議長) それでは、審議を再開致します。〇〇委員お願いします。

(〇〇委員) これは、バラバラになっているのは、公社の売買に対しての2%の賃貸料で、しかも畑によって平らであったり、緩やかな傾斜、きつい傾斜等々ありまして、このようなバラバラの賃借料になった次第でございます。

(議長) 〇〇委員よろしいですか。

(〇〇委員) はい。ありがとうございます。

(議長) 他ございますか。

(〇〇委員) はい。

(議長) はい、〇〇委員どうぞ。

(〇〇委員) 番号9番と10番、11番の案件ですけれども、賃貸期間が1年間という事ですけれども、1年間の理由の説明をお願いしたいと思います。

(議長) 担当委員、ご説明をお願い致します。

(〇〇委員) 今のご質問にお答えします。当件は、まだ地籍調査が完了していなく、今回売買にはならなくて、計画で行くと10月頃に完了する見込みです。その後、同じ人と売買を継続するという事で、とりあえず1年間は賃貸という事で契約をさせていただきました。以上です。

(議長) 〇〇委員。よろしいですか。

(〇〇委員) はい、わかりました。

(議長) 他ございますか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、番号5番から番号26番の22件について、認めるべく決定としてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、番号5番から番号26番の22件について、認めるべく決定と致します。

可決される

(議長) 以上で諮問第1号については、終了致します。

日程9 議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請について

(議長) 続きまして、日程9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明を求めます。

(係長) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定による農地等の権利移転等の申請のあった ○○ ○○ 外4件 について、同法第3条第1項の規定により許可してよろしいか、別紙のとおりご審議の程、宜しくお願い致します。

○○ ○○ 外4件 について【議案 朗読説明】

番号4番の譲受人である○○ ○○につきましては、経営地がなく、農地法3条第2項第5号に規定する農地面積の下限である2haを下回っていますが、農地法施行令第2条に不許可の例外が規定されており、同条の第3項第3号に該当するものと考えます。条文について読み上げます。

農地法施行令第2条第3項第3号

その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。

形状的に道路上の細長い農地のため、隣接する農地と一体として利用しなければ困難と考えられますので、この条項を適用し、同時に番号5番で自らが構成員となる八紘牧場に使用貸借をするものであります。以上、4番以外の4件につきましては、農地法第3条第2項の各号のいずれにも該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

また、4番につきましては、第3条第2項のただし書きの「政令で定める相当の事由」が認められるものと考えます。以上です。

(議長) 只今事務局より5件の説明がありました。何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。

(全員) ありません。

(議長) ありませんとの事ですので、5件について、許可すべく決定としてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) それでは、5件について許可すべく決定と致します。

可決される

(議長) 以上で、議案第2号については終了致します。

日程10 協議事項

(1) 次回(第638回)委員会総会日程について

(議長) 続きまして、日程10 協議事項 次回委員会総会日程について 事務局の報告を願います。

・次回委員会総会日程について 長尾局長より説明

(議長) 以上の報告の日程となっております。

次に参ります。

(2) 委員提案事項について

(議長) 続きまして、委員提案事項について何かございませんか。

なければ次に進みます。

(3) その他

(議長) 続きまして3番その他、今後の日程について事務局より報告願います。

・今後の日程等について 局長より報告

(議長) 以上の日程となっておりますので、宜しくお願い致します。

次に参ります。

閉会

- ・ 富良野市農業委員会の所管に係る富良野市個人情報保護条例施行規則の廃止について 局長より説明
- ・ 農業委員会におけるタブレット及び全国データベースの活用の推進について 係長より説明
- ・ 化学肥料低減に向けた取組支援について 農林課長より説明

(議長) 全体を通して何かございませんか。

なければ、以上で議事を終了させていただいてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(議長) 以上で議事を終了致します。

(局長) それでは、会長より閉会の挨拶をいただきます。

会長あいさつ

(会長) 年度末という事で総会のボリュームが多かったという事で、1時間10分程かかりました。

さて、冒頭皆様にお知らせするのを忘れていたのですが、3月2日、富良野地方アグリパートナー協議会の臨時総会がございました。以前にもお知らせしたと思いますけれども、上富良野から占冠村までのアグリパートナー協議会が、今年度をもって解散するという事が正式に認められて、長い歴史でありました協議会については解散するという事になりました。今後において、アグリパートナー関係については、農協さんをお願いをするという形になろうかと思っております。苦渋の決断をさせていただいたのですけれども、我々農業委員にとっては、これから人・農地プランとか色々な業務が多くなるという事と、農協独自のノウハウで年々実績を上げているという事で、我々地方協議会としては、一定の役割を終えたという認識での決定でございます。ただ、富良野市アグリパートナー協議会については、会長が市長でございますので、次年度は残る予定ではございますけれども、その後についてはどうなるか今後検討するのかなと思っております。

さて、今アグリの話もしましたけれども、アグリの関係で大変お世話になった〇〇さんが今月いっぱい役目を終えるという事になっております。今月もう事務局に顔を出さないという方がいましたら、是非、ご苦勞様と一声かけていただければと思っております。本人については、4月以降から中富良野で子供を対象にした仕事をするという内定をいただいているとご報告がありました。

これから4月に入っておそらくこれだけ融雪が進むと、皆さん非常に忙しい時期になるかと思っております。来月の総会は19日と若干早いですけれども、どうか怪我のないよう仕事に励んでいただきたいと思っております。

本日は大変ご苦労様でございました。

(局長) ご起立願います。 礼。 ご着席ください。

以上をもちまして、第637回 令和5年第3回富良野市農業委員会総会を閉会致します。

以上富良野市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 4 月 19 日

議長 及川 栄樹

署名委員 中元 修

署名委員 清水 直樹